

# 条件付一般競争入札心得

大阪北摂霊園給水設備更新工事（その3）  
一般財団法人大阪府タウン管理財団

## （目的）

第1条 この心得は、一般財団法人大阪府タウン管理財団（以下「財団」という。）が行う条件付一般競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

## （法令等の遵守）

第2条 入札参加者は、財団会計規程及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、入札手続に際し、財団の指示に従い、円滑な入札執行に協力し、正常な入札執行を妨げたり、他の入札参加者の入札手続を妨害するようなことを避けなければならない。

3 入札参加者は、設計図書等（図面、仕様書、補足説明書、質問回答書及びその他交付書類）、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札手続をしなければならない。

4 入札手続及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

## （公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

## （入札参加資格等）

第4条 入札参加者は財団会計規程第63条に基づく公告において指定した期日までに、入札参加資格に関する書類を財団に提出し、本件入札の入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は入札に参加することはできない。

(1) 第1項に規定する公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有しない者

- (2) 公告の日から入札日までの間に入札参加資格を取り消されている者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又はなした者

(入札保証金等)

第5条 入札保証金は、大阪府財務規則第61条の規定に該当する場合は免除する。

2 落札者が契約を締結しないときは違約金として入札書に記載した金額の100分の108に相当する金額の100分の2に相当する金額を財団に支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。

- (1) 大阪府入札参加停止要綱別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要綱に該当したことにより、契約を締結しない場合
- (2) 大阪府入札参加停止要綱別表6（安全管理措置）(2)イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
- (3) 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合
- (4) 死亡、傷病又は退職により配置技術者が欠けることとなったため契約を締結しない場合

(入札の方法)

第6条 入札参加者は、入札書に記名押印のうえ、指定した日時、場所において、所定の入札箱に投入しなければならない。この場合において、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させ、入札執行時まで財団に提出しなければならない。この場合、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入札するものとする。

2 入札参加者又は入札参加者の代理人は、本件入札に参加する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。

3 入札参加者は、参加資格がある旨の通知書（写し可）を財団に提示して、本件入札の参加資格者であることの確認を受けなければならない。

4 入札書に記載する金額については、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（いわゆる税抜き金額）とすること。

5 入札会場への入室は、原則として入札参加者1名のみとすること。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回することができない。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 入札前にあっては、入札辞退届を財団に提出するものとする。

- (2) 入札中であっては、入札辞退の旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。
- 3 入札時間を過ぎても入札書を提出しない場合は、本件入札参加者が入札を辞退したものとみなす。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について、財団から不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第8条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の取り止め等)

- 第9条 入札参加者が第2条又は第3条に抵触する疑いがあるときなど、財団が必要と認めるときは、入札執行を延期し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがある。調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札執行を取り止めることがある。
- 2 前項の規定により財団が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。
- 3 入札執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがある。

(開札)

第10条 開札は、入札の終了後、財団が直ちに当該入札場所において、原則として入札者を立ち合わせて行い、その結果を口頭で知らせるものとする。

(入札の無効)

- 第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 第4条第2項各号のいずれかに該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札
  - (2) 所定の日時及び場所に提出されない入札
  - (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
  - (4) 記名押印を欠く入札
  - (5) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
  - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - (7) 談合その他の不正行為により入札を行ったと認められる者のした入札
  - (8) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
  - (9) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札

- (10) 同一の入札について、2者以上の代理人である者のした入札
- (11) 前各号に掲げるもののほか、指示された条件に違反して入札した者の入札

(失格)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格未満の価格の入札書を提出した者
- (2) 入札参加資格審査決定の日から落札決定の日までの期間において、次のいずれかに該当した者
  - ① 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者
  - ② 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当した者（建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は同法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、入札公告に定める種類以外の種類に係るものを受けた者を除く。）
  - ③ 大阪府又は財団との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者
  - ④ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者

(落札者の決定)

- 第13条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格制度を採用した入札にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 2 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において当該入札者は、くじを辞退することはできない。また、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係ない財団職員がくじを引くものとする。
  - 3 落札者が入札書に記載した金額の100分の108に相当する金額を落札金額とする。なお、落札金額に1円未満の端数が乗じた場合、切り捨てるものとする。
  - 4 前各号の規定により落札者が決定したときは、財団ホームページに掲載して公表するものとする。

(再度の入札)

第14条 開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は2回以内とする。ただし、

予定価格の事前公表を行う入札の場合においては、再度の入札は行わない。

2 前項に規定する再度の入札を行うときは、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 第11条第1号から第3号まで及び第7号から第10号までの規定により無効とされた入札をした者
- (2) 第11条第11号の規定により無効とされた入札をした者で、再度の入札に参加させることが不相当と認められる者

(契約保証金等)

第15条 落札者は、契約金額の100の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

- (1) 財団が認めた契約保証金に代わる担保となる有価証券
- (2) 財団が確実と認めた当該契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金は免除する。

- (1) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険（保険金額は、契約金額の100分の10以上）を締結したとき。
- (2) 債務の履行を保証する公共工事履行保証契約（保険金額は、契約金額の100分の10以上）を締結したとき。

(契約の締結等)

第16条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10日以内に財団に提出しなければならない。ただし、財団の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

3 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が第12条第2号①から③までのいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことがある。

4 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が第12条第2号④に該当した場合は、契約を締結しないものとする。

5 前3項の規定により契約を締結しない場合、第5条第2項に定める違約金を財団に支払わなければならない。この場合、財団は一切の責めを負わないものとする。

(誓約書の提出)

第17条 落札者は、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を前条第1項の期間までに提出するものとする。

2 落札者が前項に定める期間内に誓約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(異議の申立)

第18条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書案の各条項、設計図書等について不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第19条 入札手続に際しては、すべて財団の指示に従うこと。